

春日部市告示第 444 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和 7 年 8 月 1 日

春日部市長 岩 谷 一 弘

1 要措置区域

別図のとおり（春日部市米島 1186 番 115 の一部）

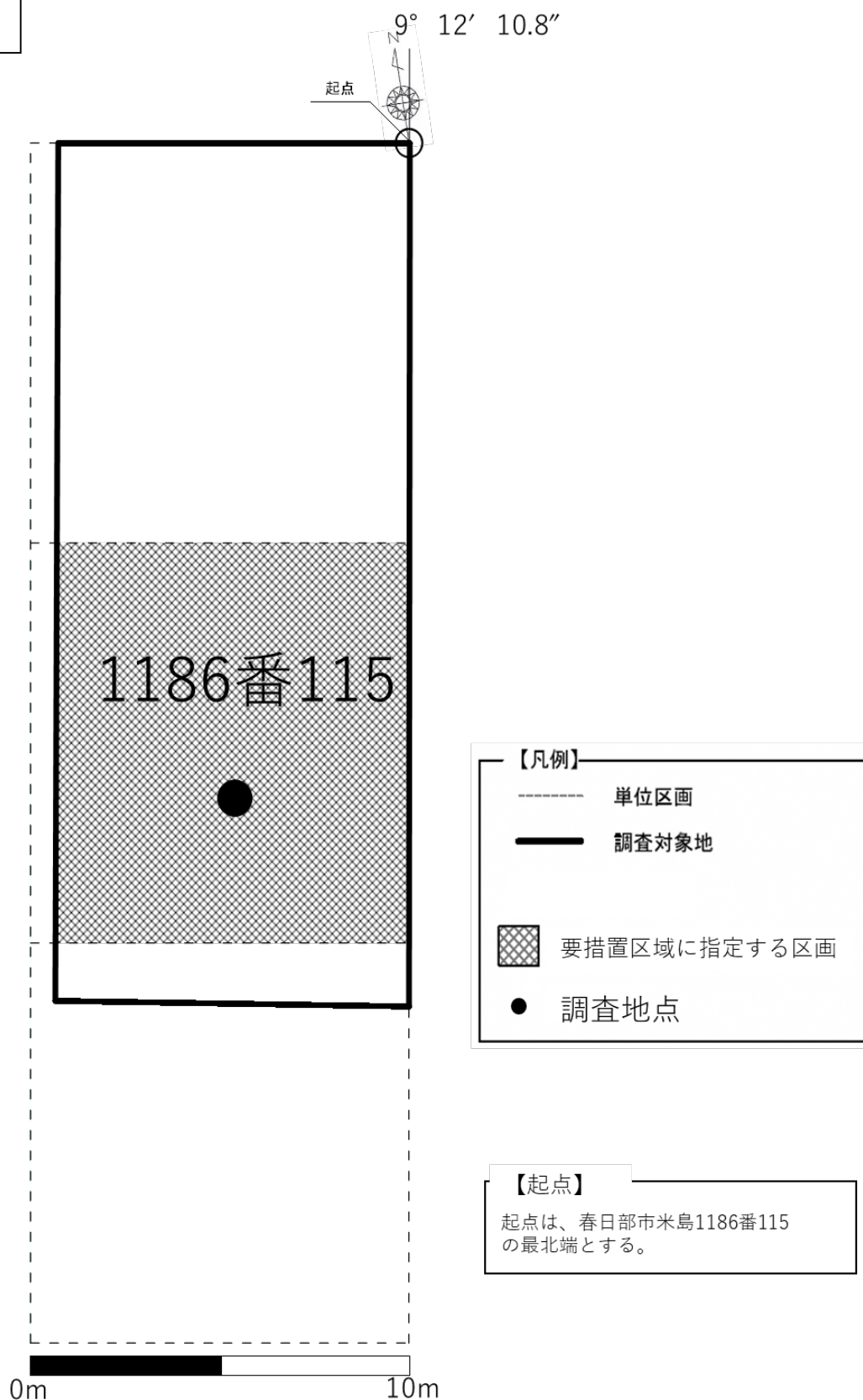
2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン

3 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別図



【格子の回転角度（9度12分10.8秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。